

発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	平成29年 3月24日 本会議
発言の種類	質 疑、一般質問、 緊急質問 、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 一問一答
答弁を求める者	市 長、沼田副市長、田神副市長、 経済部観光担当部長、選挙管理委員会事務局長

【件名及び発言の要旨】

1 市長の割引券つき名刺について

- (1) 割引券つき名刺は誰の発案か。
- (2) 過去のものも含め市長の名刺には何種類のバリエーションがあるか。また、そのうち割引券つき名刺は何種類か。

2 名刺の割引対象企業について

- (1) 割引の交渉対象となった企業と、実際に割引対象となった企業数は何社か。
- (2) 割引対象となった企業とは、どのような合意の仕方をしたのか。契約書は交わしたのか。
- (3) 割引分を企業が負担することの合意はどのように行われたのか。
- (4) 市長みずからが割引の合意を得たのか。
- (5) 割引券つき名刺のことが広くメディアで流れた後、割引対象企業とは連絡をとったのか。

3 副市長の認識について

- (1) 沼田副市長は割引券つき名刺の存在をご存じだったか。また、公職選挙法の寄附行為に当たる可能性について認識はあったか。
- (2) 田神副市長は割引券つき名刺の存在をご存じだったか。また、公職選挙法の寄附行為に当たる可能性について認識はあったか。

4 選挙管理委員会とのやりとりについて

- (1) 割引券つき名刺を使い始めて約1カ月後、市長みずから選挙管理委員会に問い合わせをしている。なぜ、問い合わせたのか。
- (2) 市長からの問い合わせに対して、どのような回答をしたのか。選挙管理委員会事務局長に伺う。
- (3) 市長が問い合わせた後すぐ、集客・プロモーション担当課が選挙管理委員会に問い合わせをしている。なぜ、集客・プロモーション担当課は問い合わせをしたのか。経済部観光担当部長に伺う。
- (4) 市長は上記の問い合わせをご存じだったか。
- (5) 集客・プロモーション担当課からの問い合わせと回答の内容について、選挙管理委員会事務局長に伺う。
- (6) 集客・プロモーション担当課から市長に対して、割引券つき名刺の使用を控えるようにという進言はなかったか。
- (7) 2011年第3回定例会一般質問において、市長の名刺に関しての質問が行われているが、市長は記憶しているか。
- (8) 同質問の際に、割引効果がある名刺を市長のみが使用している理由について、市長は「提案いただいたのは私だったから」と答弁している。ここで市長が言う提案者とは誰を指しているのか。
- (9) 同質問の際に、選挙管理委員会から指摘されたことを思い出さなかったか。
- (10) 現時点で、御自分が選挙管理委員会に問い合わせたという事

実をお認めになるか。

- (11) 選挙管理委員会から指摘を受けた際に、なぜすぐに弁護士に相談しなかったのか。

5 公職選挙法との関連について

- (1) 市長は、割引券つき名刺が公職選挙法の寄附行為に当たる可能性があることについてどの時点で認識したのか。
- (2) 金券割引は利益供与に当たるのではないか。
- (3) 市長は、割引券つき名刺によって、割引対象企業に違法行為をさせる可能性があることの認識はなかったのか。

6 道義的問題について

- (1) 割引券つき名刺の使用は、「市長及び副市長の服務及び倫理に関する規範」の「信用失墜行為の禁止」に違反するのではないか。
- (2) 選挙管理委員会は公職選挙法違反を取り締まることはできないので、逸脱しても大したことはないと思いつけてきたのではないか。

7 市民、市職員へ与える影響及び横須賀のイメージダウンについて

- (1) 割引券つき名刺の使用について、市民及び市職員に対してどのようなメッセージを発するか。
- (2) 観光PRとして行った割引券つき名刺は、結果として横須賀のイメージダウンになってしまったと思うが、現時点でどのように捉えているか。